

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 21件

国民年金関係 8件

厚生年金関係 13件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 40 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 40 年 8 月まで

申立期間の国民年金保険料についての納付記録を照会したところ、納付記録は見当たらないとの回答を受けたが、申立期間については、当時地元のお寺において国民年金保険料を集金していた人に、自分で納付していた記憶があるので納得がいかない。保険料を納付していたときの領収書と国民年金手帳は、自宅を新築した際に廃棄してしまったようであり、申立期間の保険料納付を証明する資料は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入動機について不自然な点は無い上、申立人が所持していたとする国民年金手帳の色、国民年金保険料の納付場所や納付方法等についての説明も、申立期間当時の状況とほぼ一致していることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人には、現在付与されている国民年金手帳記号番号とは別に、昭和 39 年 3 月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、当該手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、当該手帳記号番号は、厚生年金保険との重複を理由に取り消されているが、申立期間は厚生年金保険の加入期間ではないことから、取消理由が不適切な上、取消時期についても不明であり、当時、年金記録の管理が適切に行われていなかったことも考えられる。このため、当該手帳記号番号により納付した記録が、申立人の年金記録に反映されなかった可能性もある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月から46年3月まで
昭和46年4月にA市からB市に転居し、市役所に転入手続に行った際に、国民年金の加入は義務なので必ず加入し20歳からの国民年金保険料も納付するよう強く言われたため、その場で加入手続を行った。納付した金額や納付場所については覚えていないが、20歳からの保険料をまとめて納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和46年4月にB市に転入した際、転入手続を行った市役所の窓口で国民年金の加入及び国民年金保険料を遡及して納付するよう勧められたと主張しているところ、B市に照会した結果、申立期間当時、同市では、転入手続の際に国民年金加入及び国民年金保険料納付を勧奨していたとしている上、申立人と同一日に国民年金手帳記号番号が払い出された国民年金の任意加入者の資格取得日から判断すると、申立人の国民年金の加入手続は46年4月ごろであったと推認できることから、申立内容は信憑性があると考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年6月に払い出されているため、申立期間の国民年金保険料を納付する場合、過年度納付によることとなるが、当時、B市では過年度保険料の納付書を発行していたとしている上、市役所内に金融機関も設置されていたことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付することも可能であったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

申立期間の国民年金への加入手続や保険料の納付については、長男が産まれた昭和47年10月ごろに行った。納付した金額は覚えていないが、夫が夫婦二人分の手続等について市役所で行ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行った時期等について夫婦共に明確に記憶している上、申立人は、国民年金への加入手続は長男が産まれた昭和47年10月ごろに申立人の夫が夫婦の分を併せて行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、当該国民年金手帳は47年11月に発行されていることが確認できることから、申立人の長男が誕生した時期とおおむね一致しており、申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和48年度分については前納されていることから、その直前の申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難く、前納した時点においても、市役所において申立期間の保険料を納付することは可能であったことを踏まえると、申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月及び同年11月

申立期間の国民年金への加入手続や保険料の納付については、長男が産まれた昭和47年10月ごろに行った。納付した金額は覚えていないが、私が夫婦二人分の手続等について市役所で行ったことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行った時期等について夫婦共に明確に記憶している上、申立人は、国民年金への加入手続は長男が産まれた昭和47年10月ごろに夫婦の分を併せて行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、申立人の妻の国民年金手帳は47年11月に発行されていることが確認できることから、申立人の長男が誕生した時期とおおむね一致しており、申立内容を裏付けるものとなっている。

また、申立期間は2か月と短期間である。

さらに、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後に国民年金保険の加入手続を行ったと考えられることから、この当時、国民年金に対する関心は高かったものと考えられる上、申立人の妻の昭和48年度分の国民年金保険料については、昭和48年4月に前納されていることから、あえて申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年9月までの期間及び5年9月から11年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から4年9月まで
: ② 平成5年9月から11年3月まで

申立期間①については、市役所から国民年金への加入勧奨の通知が来たため、平成2年の春ごろに加入手続を行った。

また、申立期間①については、前納すると国民年金保険料が安くなるので、市役所の指定金融機関において前納した記憶もあるため、納付していることは間違いない。申立期間②については、一部未納の期間があるかも知れないが、すべての期間未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間①について、申立人は、市の指定金融機関において国民年金保険料を前納した期間があると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年9月に払い出されていることから、申立期間①のうち、平成2年度及び3年度については前納することはできない上、仮に4年度について前納した場合、申立人は4年10月から共済組合に加入しているため半年分の保険料の還付を受けることとなるが、申立人は還付を受けた記憶は無いとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立期間①について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人から申立人の母親が付けていた家計簿の写し(平成3年から7年まで)が提出されているが、当該家計簿の内容を分

析したところ、国民年金保険料を支払ったとみられる期日の多くは社会保険庁の記録において確認できる申立人の母親の国民年金保険料の納付日と近似していることから、申立人の母親の国民年金保険料を記載したものと考えられる。また、申立人の母親の国民年金保険料とはみられない金額が2か所において記載されているが、当該金額は当時の国民年金保険料額とは一致していない上、国民年金保険料と国民健康保険料を取り違えて記載したと思われる金額もあることから、必ずしも国民年金保険料を記載したものとは判断できない。

さらに、申立人は、申立期間②における国民年金保険料の納付について具体的に記憶していない上、申立人の母親に聴取したところ、市役所から送られて来た申立人への納付書により納付した記憶はあるとしているものの、当該納付書が国民年金保険料のものか国民健康保険料のものかは覚えていないとしており、申立期間②の国民年金保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間②について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 443

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年2月までの期間及び50年9月から52年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年2月まで
② 昭和50年9月から52年7月まで

申立期間は20歳以上であったため、国民年金に加入したと思っている。

申立期間①は学生だった。申立期間②は仕事を辞めた後、国民年金に加入した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、婚姻後の昭和52年8月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同月から国民年金の任意加入の被保険者資格を取得しているが、その時点では、申立期間①及び申立期間②のうち婚姻後の期間については任意加入対象期間となるため、制度上、さかのぼっての国民年金への加入はできない上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することはできない上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年3月まで
申立期間は学生だったため、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付は両親が行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の母親に聴取したところ、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付について明確な記憶が無い上、当時は大学の学費を払うのが精一杯で、国民年金保険料を納付する余裕は無かった旨の供述をしている。

さらに、社会保険事務所を調査しても、申立人が国民年金に加入した形跡は無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 445

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から57年3月まで
申立期間当時、私は家業を手伝っていた。申立期間の国民年金保険料については、毎年区役所から1年分の納付書が送付されてきたので、家の近くの郵便局か銀行において毎月私が納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間について、申立人は、区役所から送付されてきた納付書により毎月郵便局又は銀行等において国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間当時に居住していた市に照会したところ、同市では、申立期間のうち、昭和51年までは国民年金保険料は集金人による徴収を行っており、納付書による納付の取扱いは行っていなかったとしている上、51年から61年までの納付書は3か月単位の納付方式であったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続について具体的な記憶が無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年3月に払い出されているが、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人は、国民年金手帳の被保険者の資格取得日が昭和47年10月25日となっていることが、この時に国民年金に加入し、保険料の納付を開始した証拠であると主張しているが、資格取得日は、国民年金への加入手続を行った時に国民年金への加入資格が生ずる時期までさかのぼって付与さ

れるものであることから、必ずしもこの時に国民年金に加入し、保険料を納付したことを示すものではない。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月、同年 3 月及び同年 6 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月及び同年 3 月
: ② 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月まで

昭和 37 年 2 月から国民年金に加入し、保険料を納めていた。年金記録を照会したところ、申立期間①の 2 か月は申請免除となっているが、免除申請手続を行った覚えは無い。

また、申立期間②については、地区の組長が毎月集金に来て納付していたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①の国民年金保険料の納付記録については、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及び A 町（現在は、B 市）の国民年金被保険者名簿においても、申請免除となっており、その記録に不自然な点はみられない。

さらに、A 町においては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 37 年 5 月 11 日に申立人を含め 8 名に対して国民年金手帳記号番号が払い出されているが、このうち 6 名については、加入当初から申請免除とされており、このことから、当時申立人を含む 6 名には申請免除の指導が行われていたことも考えられる。

2 申立期間②については、申立人は、当時、地区の組長が毎月国民年金保険料を集金に来ていたとしているが、A 町の記録によると、申立期間②の直前の昭和 37 年 4 月及び同年 5 月の保険料は 38 年 4 月に納付されていることから、毎月納付したとする申立人の主張に不合理な点がみられる。

また、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 59 年 9 月までの期間及び 60 年 4 月から 61 年 2 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 2 月から 59 年 9 月まで
: ② 昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月まで

申立期間当時はA市に住所を有していたが、2か月ごとに同市からB市の住居に国民年金保険料の納付書を送付してもらい、その都度私の妻がB市内の郵便局において納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間について、申立人は、2か月ごとにA市から送付されてきた納付書により申立人の妻がB市内の郵便局において国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿において昭和 55 年 4 月 2 日に被保険者資格を喪失し、58 年 2 月 15 日に被保険者資格を再取得した旨の記載とともに、「S60. 5. 4 厚適用漏れにより S58. 2. 15 再取得」と記載されていることから、申立人は、申立人の妻の厚生年金保険への加入に伴い、国民年金被保険者資格を喪失したものの、申立人の妻が 58 年 2 月 15 日に厚生年金保険の加入資格を喪失した時に国民年金への再加入手続を行わなかったために、60 年 5 月に適用漏れによる再加入の手続が行われ、58 年 2 月 15 日に遡及して資格を取得したものと推認できる。このことを前提にすると、申立人は、少なくとも申立期間①当時は国民年金の未加入期間であり、A市から保険料の納付書が送付されることは無いことから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも多くの未納期間がある上、申立人

は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料についても、B市の郵便局において納付していたとしているところ、申立人の妻についても、申立期間①のうち59年6月までの期間及び申立期間②のうち60年6月から同年9月までの期間、61年1月及び同年2月については未納となっていることから、両方の市において同時に過誤があったものとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から59年6月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月から59年6月まで
: ② 昭和61年1月から同年3月まで

A市に転居後、申立期間の国民年金保険料は口座振替により納付していた。口座振替ができなかった時は、1か月ぐらい後に納付書がA市から送られて来たので、郵便局において納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間について、申立人はA市において口座振替により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人がA市に転入したのは昭和58年3月であるため、申立期間①のうち、少なくとも同年2月については口座振替による納付はできない上、A市が口座振替制度を導入したのは61年ごろとみられ、同市の申立人の被保険者名簿に「口座振替 63.9～」の記載があるため、申立人が口座振替を開始したのは63年9月と推認できることから、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも多くの未納期間がある上、申立人は、B市に住所を有する申立人の夫の国民年金保険料についても、A市の郵便局において納付していたとしているところ、申立人の夫についても、申立期間①及び申立期間②の一部(3か月のうちの2か月)は未納となっていることから、両方の市において同時に過誤があったものとは考え難い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から47年2月まで

申立期間については、叔父の経営する会社に勤務していたが、両親と叔父との約束で叔父が全面的に私の面倒をみるということだったので国民年金にも加入しているものと思っている。また、国民年金保険料については、会社の給料から差し引かれていたと思うので未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の叔父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとする申立人の叔父は他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月の給料から差し引かれていたと思うとしているが、そのことについて、申立人の叔父に確認したことは無いとしている上、申立期間当時、会社の経理を担当していた申立人の叔母に確認しても、当時の記憶は無いと供述していることから、保険料が申立人の給料から差し引かれていたことについては確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月ごろに払い出されているが、その時点では、申立期間は特例納付によるほかは、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、特例納付していた形跡及び申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 1 日から 37 年 5 月 16 日まで
65 歳になって社会保険事務所に行った時、昭和 27 年 9 月から 37 年 5 月までの厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金が支給済みであると説明され驚いた。脱退手当金を受領した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 3 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 5 月の前後 6 年以内に資格を喪失した者 19 人(当該事業所で資格喪失した後短期間で他の事業所で資格取得している者を除く。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、18 人について支給記録があり資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 37 年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 5 日まで

昭和 12 年 4 月に A 社に入社し、機械で網を編む仕事をしていた。20 年 6 月に B 市が一夜にして焼け野原になり、その後は同社の関連会社で働いたが、仕事が無くなり、勝手に会社に行かなくなった。

60 歳になった時に、厚生年金保険に加入していた期間については、脱退手当金が支給済みである旨の回答をもらった。脱退手当金をもらった覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金支給に係る期間は 3 年未満であるが、申立てのケースは、厚生年金保険法施行令（昭和 19 年勅令 363 号）第 22 条の 2 に基づき脱退手当金を支給する場合の一つとして定められた「戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、当時は脱退手当金を受給することが可能であった。

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 8 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、上記施行令に基づく脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 21 年 1 月の前後 2 年以内に資格を喪失した 17 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9 人について支給記録があり、この中で 7 人は資格喪失日から 6 か月以内、残る二人は約 8 か月後の 21 年 5 月 18 日（申立人と同日）に脱退手当金の支給決定が行われている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた

ものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和21年5月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 274

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日まで

私が 64 歳の時に役場において社会保険事務所職員から受けた説明によると、65 歳になれば国民年金も厚生年金保険も併せて支給されるとのことであったが、年金記録問題が報道されたため、市役所（市町村合併後）に確認すると、昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 30 日までの期間は脱退手当金支給のため年金額計算には算入されていないとの回答であった。

しかし、私は、昭和 20 年 8 月末に給与をもらった後、退職届も出さずに会社を退職しており、脱退手当金は受領していないので、その回答に驚いている。

そのため、申立期間について、厚生年金保険が支給されるよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金支給に係る期間は 3 年未満であるが、申立てのケースは、厚生年金保険法施行令（昭和 19 年勅令 363 号）第 22 条の 2 に基づき脱退手当金を支給する場合の一つとして定められた「戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、当時は脱退手当金を受給することが可能であった。

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 21 年 2 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 12 月 18 日から 46 年 1 月 1 日まで
昭和 42 年 12 月 18 日から 46 年 1 月 1 日までの A 社の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入の事実はあるが、脱退手当金を支給済みのため、年金額の計算には算入されない旨の回答を受けた。脱退手当金をもらった覚えが無いので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 46 年 5 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

申立期間の厚生年金保険加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。A社へは中学校の紹介と叔父が同社の幹部であったことから中学校卒業の同期の3人と共に入社した。勤務地はB市だが本社はC市であると思われる。給与から厚生年金保険料を控除された覚えは無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、A社における厚生年金保険料控除についての記憶も無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

さらに、A社は平成 11 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人がA社に同期入社したと主張している同僚3人について、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者記録をみると、二人については被保険者資格を確認できず、残る一人も、申立人が主張する入社日（昭和 33 年 4 月 1 日）の約 3 年 4 か月後の昭和 36 年 8 月に資格を取得している上、これら3人のうち連絡先が分かった一人（被保険者資格を確認できた者）に

照会したところ、「私は昭和 33 年 4 月に入社したが、3 年間は厚生年金保険に加入していなかった。」旨の回答があった。

また、申立人が記憶している上記の 3 人を除く同僚二人については、他界しているため照会することはできなかったが、申立人は、自分が入社時にはこの二人は既に勤務していたと主張しているところ、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者記録をみると、申立人が入社したとしている時期より後の昭和 35 年 5 月又は 36 年 2 月に資格を取得している。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の被保険者記録（職歴審査照会回答票）に記載されている申立期間に被保険者資格を取得した 27 人のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、このうち一人は入社時期は不明確であると回答しているが、残る一人は、本人が記憶している勤務期間（5、6 年）より厚生年金保険被保険者期間が短い（約 1 年 8 か月）ことから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 2 日から 37 年 1 月 1 日まで

A社B営業所における厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 34 年 3 月 23 日、資格喪失日は 36 年 10 月 2 日である旨の回答を受けた。私は、同年の冬の賞与を受けてから退職した。当時、上司にC氏、同僚にD氏がいた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は、保険料控除についての記憶も無い。

また、A社が保管している労働者名簿によれば、申立人の離職日は昭和 36 年 10 月 1 日であり、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格喪失日からうかがえる退職日と一致している。

さらに、申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の書類は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が申立期間当時のA社B営業所の上司としているC氏（現在、嘱託としてA社B支店に勤務）は、「申立期間及びその前後の期間は入院していたので、申立人がいつごろ退職したかは記憶していない。」と供述しており、申立人が同社での同僚としているD氏（昭和 34 年 7 月 15 日加入、35 年 12 月 31 日喪失）は、「申立人とは同じ時期に入社したが、申立人より先に退職したため申立人がいつごろ退職したか分からないが、しばらくして

退職したという話は聞いたことがある。」と供述しており、また、「自分の厚生年金保険の記録は自分の記憶している期間と相違は無い。」と供述しているなど、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているA社B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間及びその前後の期間に事業所に在籍している被保険者7人のうち連絡が取れた4人に照会したところ、二人は、申立人を覚えているが申立人がいつごろ退職したかは覚えていないとしており、残る二人は、申立人を知らないとしており、また、4人のうち二人は、「同社における元同僚から自分の厚生年金保険の記録が違っているという話は聞いたことが無い。」と回答しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から26年4月1日まで
昭和25年、中学校を卒業後すぐにA事業所に入社し、1年ぐらい勤務した後B事業所に転職した。A事業所では、健康保険証をもらった記憶も健康保険証を会社へ返した記憶もある。同僚にC氏がいた。
申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、法務局に照会したところ、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、A事業所は事業主夫妻と従業員3人の個人事業所であったと述べており、申立人が記憶している同僚一人に照会したところ、「A事業所は個人事業所であったので、私は厚生年金保険には加入していなかったはずであり、健康保険証ももらっていない。」と回答している上、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録によると、当該同僚も申立期間における被保険者記録は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 28 日から 39 年 11 月 1 日まで

60 歳になり、社会保険事務所に年金受給に係る手続に行って、厚生年金保険に係る期間照会を行ったところ、その回答に申立期間については脱退手当金支給済みと記載されていたが、脱退手当金を受給した記憶は無く納得できないので、領収書を確認の上、厚生年金保険の支給記録を訂正してほしい。

当時、いったん退職したが、結婚後も落ち着いたらどこかに勤めるつもりでいたので、厚生年金保険に係る脱退の承諾はしなかったと思う。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金請求に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 11 月 1 日の前後（昭和 33 年から 44 年までの期間）に資格を喪失した者 16 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることから、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の昭和 39 年 12 月 20

日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月1日から36年2月25日まで

A社に昭和34年7月1日から36年2月25日まで勤務し、取材、編集の仕事をしていた。当時の社長及び社員は故人になっているので当時のことを知る人はいない。当時の月収は6,600円だった。失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険資格喪失確認通知書のとおり勤めていたので申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している失業保険被保険者資格取得確認通知書及び失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社が保管している昭和35年度の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書及び報酬月額算定基礎届資料に申立人の氏名は無い上、申立期間について、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、①上記の申立人の氏名が記載されている失業保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている申立人以外の従業員一人及び②A社の申立期間当時の社員名簿において申立人と同様に雇用保険に加入していたことが確認できる16人(申立人を除く。)のうちの8人についても、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険被保険者資格を取得していないことから、同社においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

加えて、上記 16 人のうち厚生年金保険被保険者資格を取得している 8 人について、入社日から厚生年金保険被保険者資格取得日までの期間をみると、すべて約 3 か月から 2 年 3 か月となっていることから、A 社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人が記憶している A 社の社長、上司及び同僚の計 3 人は既に他界している上、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間に被保険者であった 8 人のうち連絡先が分かった二人に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 22 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 40 年 3 月に中学校を卒業して A 社に就職したが、一身上の都合で 43 年 3 月に退職した。社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同年 5 月に申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答があったが、脱退手当金を受け取った覚えが無い上、退職後一度も会社には行っていない。また、会社からも振込みや送金は無かった。当時の先輩や同僚に確認したが、だれも脱退手当金を受け取った覚えは無いとのことだった。私も脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 43 年 5 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 23 日から 37 年まで
② 昭和 37 年から 38 年まで
③ 昭和 38 年 5 月 25 日から 39 年 5 月 1 日まで

社会保険事務所に照会した厚生年金保険の加入期間のうち、A社（現在は、B社。以下同じ。）、C社及びD社についての記録が無いとの回答があった。3社とも当時確かに勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた。申立期間について再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 当時のA社の事業主の妻が、申立人が昭和 35 年ごろから 37 年ごろまで同事業所に勤務していた旨供述していることから、申立人が申立期間①に同事業所で勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 38 年 6 月 1 日であり、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格取得日順に健康保険整理番号1番から7番までの被保険者の資格取得日を見ても、いずれも昭和 38 年 6 月 1 日以降となっており、申立人の氏名も無い。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、「昭和 38 年 6 月 1 日よ

り前には、厚生年金保険の適用に係る届出は行っていない。」との回答があった。

また、申立人が記憶しているA社の同僚3人のうち、名字のみを覚えている二人については、社会保険庁の同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録によると、同じ名字で申立期間①に被保険者であった者は確認できなかった上、残りの一人を含む上記のA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている昭和38年6月1日に被保険者資格を取得した6人のうち、連絡先が分かった二人に照会したものの、いずれも入社時期や厚生年金保険の適用状況についての記憶は不明確であると回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 C社で昭和33年から勤務している従業員が、申立人が同社で勤務していた旨供述していることから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は無いため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人はC社の同僚の氏名を覚えていない上、上記の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間②に被保険者資格を取得した者も連絡先が不明であるため、入社時期や厚生年金保険の適用状況についての供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、D社は昭和40年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得る

ことはできなかった。

加えて、申立人が記憶しているD社の同僚二人のうち、本人と特定できた一人については、i) 社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録を調査したところ、申立期間③における被保険者記録は無く、ii) 本人への照会を行ったものの、当時の同社における厚生年金保険の適用に係る取扱いについての供述等は得られなかった上、残る一人については、同僚本人と思われる者を確認できたものの、連絡先が不明のため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、社会保険庁のD社に係る厚生年金保険被保険者記録に記載されている申立期間に被保険者資格を取得した7人のうち連絡先が分かった3人に照会したものの、いずれも入社時期や厚生年金保険の適用状況についての記憶は不明確であると回答している。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月から22年4月1日まで
② 昭和22年5月11日から23年5月ごろまで

終戦後仕事が無かったので、叔父の誘いでA市にあった叔父が経営するB社で昭和21年1月から働くことになった。2年ぐらい働き、C祭りの時期の23年5月ごろに退職した。社員は10人前後で、当時、工場長のD氏、先輩のE氏がいたが、二人とも既に他界している。また、経理担当はF氏であったが、当時のことは覚えていないとのことであった。

社会保険事務所に年金の話をしに行ったところ、同事務所から聞いた私が勤務していたとされる事業所名は聞いたことも無いような事業所名であり、勤務期間についても2年間働いたつもりであるのに1か月しか働いていないと言われた。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、B社が昭和20年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に再度適用事業所となった年月日は、22年4月1日であり、申立期間①については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含む健康保険番号1番から12番までの者全員が同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している。

さらに、申立人の両申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の社長は他

界しており、従業員名簿、賃金台帳等の資料も残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している上司及び同僚の計3人のうち二人は他界しており、残る一人に照会したものの、当時のことは覚えていないとの回答があった。

また、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和22年4月1日に被保険者資格を取得した7人のうち、他界している又は連絡先が不明である6人を除く一人（昭和47年11月に資格喪失）に照会したところ、「私は戦時中からB社で勤務していたが、申立人については覚えていない。」との回答があり、申立人の勤務実態や同社の厚生年金保険適用に係る取扱いについての供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 20 日から 34 年 9 月 26 日まで

私は、申立期間当時、A事業所で日給をもらいながら大工としてタンスなどの家具を製造するために木材を切りそろえる作業をしていた。申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も明確ではないがフルタイムで働いていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶しているA事業所の所在地において、同事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、申立人は当時の事業主の氏名を記憶していたものの、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人は当時の同僚の氏名を覚えておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。